

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日(月)
午後2時00分から午後2時40分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 23名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(会議規則第7条)

出席委員数 20名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也
【8番】益田 志郎	【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄
【11番】越智 信彦	【12番】青木 久子	【13番】越智 千保子
【14番】新居田 守	【15番】岡田 勝利	【16番】河野 哲也
【17番】白石 義廣	【18番】藤原 清久	【19番】藤井 進也
【20番】近松 安文	【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也
【23番】木村 誠	【24番】近松 安文	

欠席委員数 3名

【12番】桑田 誠 【16番】渡部 正義 【17番】村上 晋太郎

4. 議事に関与する職員

局長 木村 仁士
次長 新居田 伸一郎
次長 渡辺 修三
係長 木根 致左
主査 江頭 好治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 61 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~4)

議案第 62 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~8)

議案第 63 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~5)

議案第 64 号

農業振興地域整備計画変更 (除外) について (受付番号 1~2)

議案第 65 号

農用地利用集積計画関係 (一括方式) について (受付番号 1~4)

議案第 66 号

農地移動適正化あっせん事業

報告第 33 号

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (受付番号 1~23)

報告第 34 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (受付番号 1~3)

報告第 35 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について (受付番号 1~8)

報告第 36 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1~3)

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和5年度 第10回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員23名中20名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、桑田会長が他の用務により不在のため、「今治市農業委員会会議規則第8条」により会長が不在の場合は職務代理者が会長の職務を行うこととなっておりますので、以降の議事進行につきましては、藤井職務代理者により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和5年度 第10回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【7番】近藤 徹也 委員、【19番】河野 哲也 委員の両委員を私から指名させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第61号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第61号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。</p> <p>[受付番号1] 申請地は長沢にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計3,272㎡でございます。</p> <p>[受付番号2] 申請地は大西町紺原にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は389㎡でございます。</p> <p>[受付番号3] 申請地は吉海町福田にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は88㎡でございます。</p> <p>[受付番号4] 申請地は上浦町甘崎にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は93㎡でございます。</p> <p>議案書1ページの合計は、4件、7筆、面積3,842㎡となっております。地元委員1～3名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結</p>

果、国から示された「農地法の運用について」第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書2ページをお開きください。
議案第62号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計986㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は688㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号3]

譲受人は〇〇才、申請地は1筆で、地目は畑、面積は397㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は145㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号5]

譲受人は〇〇才の農業者兼自営業、申請地は1筆で、地目は田、面積は255㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号6]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は1筆で、地目は田、面積は343㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号7]

譲受人は〇〇才の自営業、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は87㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号8]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は85㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから16ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 63 号について、ご説明いたします。
議案書 3 ページをお開きください。

[受付番号 1]

譲受人は障害者の日常生活支援等を行う法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は乃万地区山路の 1 筆で、地目は田、面積は 646 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は申請地近くの事業所に通勤する従業員の駐車場が 20 区画不足していることから申請地を賃貸借し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 11 月 1 日で、許可日から令和 6 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は清水地区徳重の 1 筆で、地目は畑、面積は 295 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築す

るにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、手狭で不便になったことから、静かな住環境である申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年11月1日で、許可日から令和6年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は玉川地区八幡の1筆で、地目は田、面積は合計413㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいであるが、妻の両親の介助等のため妻の実家に隣接する申請地を譲渡人から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年11月1日で、許可日から令和6年7月31日までに事業を完了する予定となっております

[受付番号4]

譲受人は焼菓子の製造販売等を行う法人、譲渡人は農業者1名、申請地は波方地区西浦の1筆で、地目は畑、面積は846㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農産物加工販売所を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、柑橘系焼菓子の製造販売を行うため、譲渡人から申請地を使用貸借し、農産物加工販売所を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年11月1日で、許可日から令和6年5月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第4小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 5]

譲受人は解体、土木、建築工事等を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は大西地区別府の 1 筆で、地目は畑、面積は合計 300 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場及び露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は自己所有の資材置場及び大型重機駐車場を有していないため第三者から使用貸借している状況ですが、現在同所の返還を求められており、事業を継続していくためには資材置場及び駐車場が必要であることから、譲渡人から申請地を購入し、露天資材置場及び露天駐車場を確保しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 11 月 1 日で、許可日から令和 6 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 6]

譲受人は無職の者 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は菊間地区種の 1 筆で、地目は畑、面積は合計 87 m²でございます。

この申請地は非線引用途区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在西条市の宿谷住まいですが、手狭で不便であることから勤務地近くで物件を探していたところ、勤務地にも近く交通の便も良い申請地に隣接する宅地及び自己用住宅を購入することができるようになったが、転居先自己用住宅の合併処理浄化槽が申請地に設置されていることから、譲渡人から申請地を購入し、自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 11 月 1 日で、許可日から令和 6 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第 4 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 7]

譲受人は無職の者 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は菊間地区種の 1 筆で、地目は畑、面積は合計 87 m²でございます。

この申請地は非線引用途区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、自己用住宅の合併処理浄化槽及び既設コンクリート擁壁が申請地に設置されていることから、譲渡人から申請地を購入し、自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 11 月 1 日で、許可日から令和 6 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 4 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 8]

譲受人は売電・電気供給事業等を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は吉海地区本庄の 1 筆で、地目は田、面積は 874 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は売電事業始めるにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を購入し、太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 11 月 1 日で、許可日から令和 6 年 6 月 15 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 9]

譲受人は R V パークの開発や経営等を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は上浦地区井口の 1 筆で、地目は畑、面積は 796 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3

種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、RVパークの設置が可能な土地を持たない譲受人がRVパーク事業の拡大を行うにあたり、既存RVパークに近接し管理運営が容易に行うことができるという条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人はRVパーク事業を実施するにあたり、ドックラン機能及び車中泊が可能な充電設備を備えた露天駐車場とトイレ等を備えたRVパークの事業用地として申請地を賃貸借し、RVパーク事業を実施しようとするものでございます。

申請年月日は令和5年10月31日、農業委員会の受付日は令和5年11月1日で、許可日から令和6年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、手元にお配りしている農地法第5条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書の17ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、[受付番号3]は、申請地が第1種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第64号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書4ページをお開きください。
議案第64号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号1]

申請者は、転用者が建築する分家住宅に土地を供するため、申請地を農用地区域内農地から除外するものであります。

本件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第2号から第5号までの各要件も満たしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
議案第65号 農用地利用集積計画関係(一括方式)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書5ページをお開きください。
議案第65号は、農用地利用集積計画関係についてでございます。これは、今治

市長から一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものです。今治市全体の計画が、新規4件、面積は13,814.00㎡でございます。それぞれの小委員会について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。以上で、説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということによろしいでしょうか。

全員

(異議なし)

議長

それでは原案どおり決定いたします。

議長

続きまして、
議案第66号 農地移動適正化あっせん事業について
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書6ページをお開きください。
議案第66号、農地移動適正化あっせん事業についてでございます。
[受付番号1]
波方町在住の方から、農用地である所在地 波方町樋口の農地1筆、1423平方メートルを売り渡したいとの申し出がありましたので、買い受けの相手方候補者の選定及びあっせんの順位、次に、あっせん委員の指名についてご審議いただくものでございます。
まず、買い受けの相手方候補者の選定及びあっせんの順位につきましては、議案に記載のとおりです。買い受けの相手方候補者の選定につきましては、あっせん候補者名簿より、申出のあった土地の同部落で耕作する農業者5名を選定しており、あっせんの順位につきましては、農地の経営規模・効率化などの要件を総合的に判断し決めております。
また、あっせんは、あっせんの順位1番からあっせんの順位5番まで、順番で、あっせんを行う予定です。したがって、あっせんの順位1番で成立した場合は、そこで終了となり、選定した5名全員が不成立の場合は、あっせんの打ち切りとなります。

次に、あっせん委員の指名についてですが、あっせんを実施する場合は、農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員を指名し、指名されたあっせん委員があっせんを行うこととなりますので、農地利用最適化推進委員の八木義幸 委員を指名しています。地区小委員会におきまして、買い受けの相手方候補者の選定、あっせんの順位、あっせん委員について、いずれも適当との意見となっております。なお、あっせんが成立し、土地の所有権移転した場合は、譲渡所得から800万円を控除できる特別控除を受けられるメリットがございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 農地移動適正化あっせん事業を実施することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、
報告第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第38号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第39号 農地法第5条第1項第7号規定による届出について
報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案書7ページの報告第37号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は5件の届出がありました。取得事由は全て相続であり、権利内容は受付番号1が賃借権、その外は所有権でありました。

議案書8ページの報告第38号農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は4件の届出があり、合計面積は1,476㎡でありました。

議案書9ページの報告第39号農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は4件の届出があり、合計面積は1,493㎡でありました。

報告第38号及び第39号につきましては、地元委員又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第37号から第39号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書 10 ページの報告第 40 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。

[受付番号 1]

令和 5 年 10 月 1 日、転用及び耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号 2]

令和 5 年 10 月 26 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号 3]

令和 5 年 9 月 30 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

議長 (意見なし)

全員 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。